

茨城県議会議員の定数及び選挙区の在り方について(座長案)

1. 議員定数及び選挙区についての基本的な考え方

地方創生の課題等, 県議会の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることや本県議会議員の1人あたりの人口が全国で11番目に多いことから, 大幅な定数減は前提としないが, 逆転現象選挙区は解消し, 1票の格差は2倍以下に是正する。

また, 議員1人あたりの人口の少ない1人区選挙区は, 1票の格差是正等のために合区をするなど, 1人区選挙区を減らす。

2. 見直すべき選挙区

- ①牛久市選挙区は, 定数を1名増やして2名にする。
- ②つくば市選挙区は, 定数を1名増やして5名にする。
- ③龍ヶ崎市選挙区は, 取手市選挙区の利根町を加え, 定数を1名増やして2名にする。
- ④日立市選挙区は, 定数を1名減らして4名にする。
- ⑤取手市選挙区は, 利根町を除き, 定数を1名減らして2名にする。
- ⑥潮来市選挙区と行方市選挙区を合区して, 定数を1名減らして1名にする。
- ⑦鉾田市選挙区と東茨城郡南部選挙区を合区して, 定数を1名減らして2名にする。
- ⑧高萩市選挙区と北茨城市選挙区を合区して, 定数を2名にする。
- ⑨坂東市選挙区と猿島郡選挙区を合区して, 定数を2名にする。

3. 選挙区の名称

郡市名で表示されている選挙区名称については, 公職選挙法の改正により, 市町村単位で選挙区を設定できることになったことから, 県民が理解しやすいよう選挙区域内の全市町村名の表示とする。

[名称が変更になる選挙区]

現選挙区名	変更後の選挙区名	備考
水戸市選挙区	水戸市・城里町選挙区	
龍ヶ崎市選挙区	龍ヶ崎市・利根町選挙区	区域見直し
常総市選挙区	常総市・八千代町選挙区	
常陸太田市選挙区	常陸太田市・大子町選挙区	
高萩市選挙区 北茨城市選挙区	高萩市・北茨城市選挙区	合区
潮来市選挙区 行方市選挙区	潮来市・行方市選挙区	合区
坂東市選挙区 猿島郡選挙区	坂東市・五霞町・境町選挙区	合区
稲敷市選挙区	稲敷市・河内町選挙区	
鉾田市選挙区 東茨城郡南部選挙区	鉾田市・茨城町・大洗町選挙区	合区
那珂郡選挙区	東海村選挙区	
稲敷郡北部選挙区	美浦村・阿見町選挙区	

【参考：見直し後の議員定数，選挙区の状況】

- ・議員定数：63名 → 62名
- ・議員1人あたり人口：46,315人 → 47,062人
- ・1票の格差：2.90倍 → 1.93倍
(牛久市と潮来市) (鹿嶋市と常陸太田市・大子町)
- ・逆転現象選挙区：10通り → なし
- ・選挙区数：36選挙区 → 32選挙区
- ・1人区：22選挙区 → 14選挙区

4. その他

議員報酬については，現在，月額10万円削減しているが，本県の財政状況が回復しつつあり，知事等の給与が一部復元したことや，人口規模・財政規模の類似県と比較しても，その額が下回っていることから，月額5万円を復元し，今任期中の削減額は月額5万円とする。